

瀬戸市立図書館長寿命化改修工事設計業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

瀬戸市立図書館の長寿命化改修工事に必要な設計業務の発注にあたり、高度な設計能力及び豊富な経験を有し、関係者の意見を柔軟に取り入れ、また適切な提案ができる設計者を選定することを目的として、公募型プロポーザル方式で受託候補者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名 : 瀬戸市立図書館長寿命化改修工事設計業務委託

(2) 所在地 : 瀬戸市東松山町1番地の2

(3) 業務内容等

別紙「瀬戸市立図書館長寿命化改修工事特記仕様書」による。

(4) 提案上限価格(消費税及び地方消費税を含む)

33,495千円

※令和5年瀬戸市議会9月定例会において当該予算が議決されなかった場合はプロポーザルを中止する。

(5) 契約期間

令和5年11月上旬から令和6年8月21日(水)を予定

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人であること。

(1) 令和4・5年度あいち電子調達共同システム(CALS/EC)で瀬戸市の入札参加者名簿に「0101建築設計」が参加表明書提出期限までに登録されている者であること。

(2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) 本プロポーザルの参加表明書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」(平成13年8月1日施行)に基づき、指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。

(7) 本プロポーザルの参加表明書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市

が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結)及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

- (8) 延床面積1,500㎡以上の建物で老朽化対策を要する大規模改造工事の建築設計を受託したことがある又は現在、受託していること。

※大規模改造工事とは、建築後20年以上経過したものについて建物全体を改造する工事とし、内部(「内壁+天井」又は「床」のいずれか)または外部(「屋根」又は「外壁(窓わく含む)」のいずれか)のいずれかの施工割合がおおむね70%以上であり、かつ、もう一方の施工割合がおおむね50%以上であるものをいう。

4 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者は一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び意匠担当技術者は、提出者の組織に所属していること。
- (3) 管理技術者及び各分野担当技術者はそれぞれ1名以上であること。
- (4) 管理技術者は担当技術者を兼任していないこと。
- (5) 業務の全部を再委託しないこと。
- (6) 意匠分野を再委託しないこと。
- (7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタントが指名停止期間でないこと。

5 提出書類等

(1) 提出書類

本プロポーザルを提案する者は次の書類を提出すること。

様式	書類名	部数	提出期限
様式1	参加意向申出書	1部	令和5年9月15日(金)から 令和5年10月2日(月) 正午まで
様式2	会社概要	1部	
様式3	プロポーザル質問書	1部	令和5年9月15日(金)から 令和5年9月25日(月)正午まで
様式7	技術提案書の提出について	1部	令和5年10月19日(木) 正午まで ※左上留(ホチキス等)。 ※写真はカラーコピー可。
様式8	業務実施体制	9部	
様式9	予定技術者の業務経歴等		
様式10	設計事務所の過去10年間の 受賞歴等に関する申告書		
様式11	ヒアリング回答書	1部	令和5年10月27日(金) 正午まで

任意様式	設計業務委託料に係る見積書	1部	令和5年10月19日(木) 正午まで
------	---------------	----	-----------------------

※ 各種様式については、瀬戸市ホームページからダウンロードしてください。

※ 提出された資料の返却は行いません。

(2) 提出場所

瀬戸市立図書館

(3) 提出方法

持参、宅配便、郵送

宅配便及び郵送（※提出期限までに必着）により参加意向申出書等を受け付けた場合、参加意向申出書記載のEメールアドレス宛に瀬戸市立図書館より受領確認のメールを送信する。

※提出期限までに書類が整っていない場合は無効とする。

※持参される場合は、令和5年9月21日(木)～30日(土)は特別整理休館期間となり、玄関からは入館できません。電話連絡(0561-82-2262)後、来館してください。

6 実施スケジュール

項目	日程
プロポーザル公募開始	令和5年9月15日(金)
質問書受付期間	令和5年9月15日(金)から 令和5年9月25日(月)正午まで
質問書の回答期限	令和5年9月27日(水)
参加意向申出書等提出期限	令和5年10月2日(月)正午まで
技術提案書提出要請書送付	令和5年10月6日(金)
提案書等提出期限	令和5年10月19日(木)正午まで
書類審査(審査会)	令和5年10月24日(火)
ヒアリング送付	令和5年10月25日(水)
ヒアリング回答提出期限	令和5年10月27日(金)正午まで
結果発表(公表、通知)	令和5年10月31日(火)
契約締結(予定)	令和5年11月上旬頃

※ 現地見学会は開催しない。開館時間に現地の調査、見学等を希望する場合は事務局に連絡すること(9月27日(水)までに各提案者原則1回)。

7 質問及び回答

(1) 質問書の提出(電子メールのみ受付)

- ア 提出期限：令和5年9月25日（月）正午（必着）
- イ 提出先：瀬戸市立図書館
- ウ 提出方法：「プロポーザル質問書（様式3）」を電子メールで送信
- エ 電子メールを送信した場合は、電話にて受信確認を行うこと。
- オ 電子メールを送信する際の表題は「瀬戸市立図書館設計プロポーザル質問書（事業者名）」とすること。

(2) 質問に対する回答

- ア 回答日：令和5年9月27日（水）
- イ 回答方法：市ホームページに掲載
- ウ 回答にあたり質問全てを公表するが、質問者の事業者名は公表しない。また、本プロポーザルの公平性に影響すると思われるものについては回答しないことがある。

8 参加意向申出及び技術提案書提出要請

(1) 参加意向申出書の提出

- ア 提出期限：令和5年10月2日（月）正午（必着）
- イ 提出先：瀬戸市立図書館
- ウ 提出方法：「参加意向申出書（様式1）」、「会社概要（様式2）」を郵送または持参にて提出
- エ 郵送した場合は、電話にて受信確認を行うこと。

(2) 技術提案書提出要請

- ア 通知日：令和5年10月6日（金）
- イ 通知方法：電子メールにて通知
- ウ 参加資格要件等確認審査の上、提出要請者を決定し通知する。

9 辞退する場合

参加意向申出書の提出以後辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出してください。

- ア 提出先：瀬戸市立図書館
- イ 提出方法：「辞退届（様式4）」を郵送または持参にて提出
- エ 郵送した場合は、電話にて受信確認を行うこと。

10 審査方法および評価基準

候補者の選定は、瀬戸市立図書館長寿命化改修工事設計業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、下記のとおり行う。

(1) 審査方法

技術提案書の内容について書面及びヒアリングにより審査し、最高得点を得た者を受託候補者として選定する。

(2) 技術提案書審査日

令和5年10月24日（火）

ア ヒアリング

技術提案を受けた内容に対し電子メールで提案者へヒアリング行い、ヒアリング回答書（様式11）の内容を審査に反映する。

ヒアリング内容書送付：令和5年10月25日（水）

ヒアリング回答書締切：令和5年10月27日（金）正午

(3) 評価基準

評価項目	評価事項	配点
1 管理技術者を除く予定担当技術者の資格	各担当分野の予定技術者が保有する資格について評価する。	25点
2 過去10年間の類似業務の実績	類似業務の実績数を評価する。	30点
3 過去10年間の事務所の実績	受賞実績を評価する。	5点
4 建築CPDの実績	建築CPDの実績を評価する。	10点
5 手持ち業務の繁忙度	担当技術者が繁忙な場合に減点の対象とする。	△5点

(4) 選定方法

ア 選定委員は評価基準に基づき技術提案書の内容を審査し、評価を行う。

委員会は、選定委員による評価点の総得点を基に順位を決定し受託候補者を選定する。

イ 提案者が1事業者の場合であっても、評価基準に照らしあわせ、委員会において審査を行う。

ウ 評価点の総得点が同点だった場合、見積金額が低いものを受託候補者とし、さらに見積金額が同額だった場合、委員長が受託候補者を決するものとする。

1.1 選定結果の通知

選定結果については個別に文書（様式12-1、12-2）で通知するとともに、瀬戸市ホームページで受託候補者の会社名等を公表する。

1.2 設計業務契約

(1) 契約の締結

瀬戸市は、受託候補者となった者と瀬戸市立図書館長寿命化改修工事設計業務委託の契約を行う。ただし、受託候補者に事故等があり、契約が不調となった場合

は、次順位受託候補者を契約に係る交渉を行う。また、業務委託契約を締結するまでの間に、瀬戸市から指名停止の措置を受けた時も同様とする。

(2) 担当部署との協議

契約締結に向けて仕様書の詳細について担当部署と協議を行う。協議に際しては、受託候補者は誠実に協議に応じなければならない。

(3) その他

ア 契約保証金は免除とする。委託料の支払時期は契約による。ただし、委託料には旅費、宿泊費等の経費一切を含む。

イ 具体的な設計業務の実施に当たっては、技術提案書に記載された内容を反映しつつも、瀬戸市立図書館との協議による検討結果に基づいて実施するものとする。

1.3 提供する資料等

プロポーザルの関連情報として、以下の資料を提供する。

- (1) 瀬戸市立図書館の利活用計画
- (2) 瀬戸市立図書館案内図及び配置図
- (3) 瀬戸市立図書館各階平面図

1.4 その他

- (1) プロポーザルに参加する者は、本実施要領を遵守すること。
- (2) プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容や審査決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に要する費用は全て提案者の負担とする。提出された書類は返却しない。
- (4) 業務内容、仕様書等の協議が整った上で、瀬戸市が契約書を作成する。
- (5) 参加者が次のいずれかに該当する場合は無効とする。

ア 提出期間を超過して書類の提出があった場合

イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

ウ 業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき

エ 本要領に違反又は不正な行為があったと認められる場合

オ 契約の締結前に参加資格要件を満たさなくなった場合

カ 見積書が提案上限価格を超えた場合

キ その他事務局が不適切と認めた場合

1.5 事務局

瀬戸市立図書館

〒489-0069 愛知県瀬戸市東松山町1番地の2 電話：0561-82-2262（直通）

F A X：0561-85-2651 e-mail：toshokan@city.seto.lg.jp